

南海トラフ地震臨時情報を受けての防災対応 に関するアンケート結果

内閣府（防災担当）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第22回）
令和6年11月26日（火）

趣旨・目的

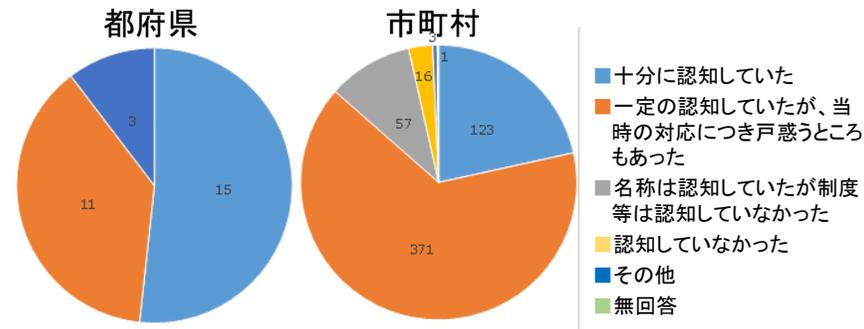
令和6年8月8日、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表され、各地において様々な対応・反応があったところ。そのため、当時の地方公共団体や事業者における対応等を把握し、検証・運用改善に役立てることを目的に、アンケート調査を実施。

結果(概要)

(1都2府26県、571市町村、69指定公共機関及び337事業者より回答。)

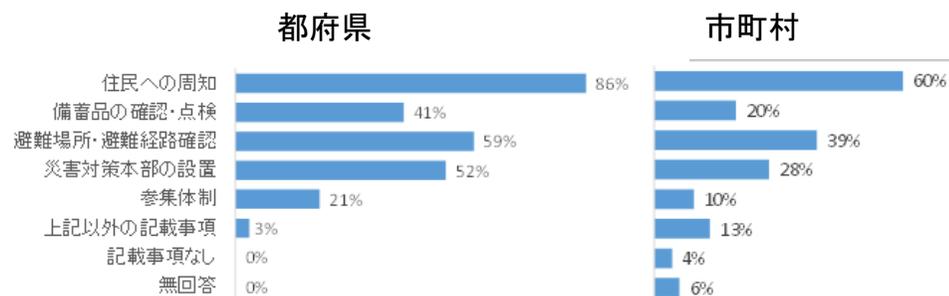
【地方公共団体】

<認知度>



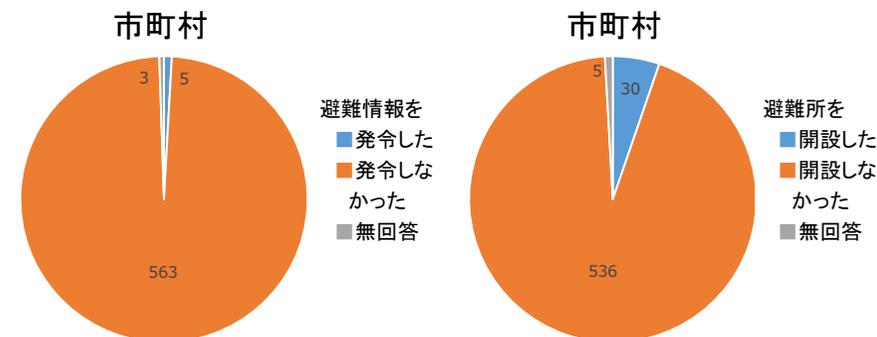
都府県の9割近く、市町村の8割以上が、発表前から臨時情報の制度を認知。十分に認知していたのは都府県で約5割、市町村では約2割で、当時の対応につき戸惑ったところも多かった。

<地域防災計画における記載>



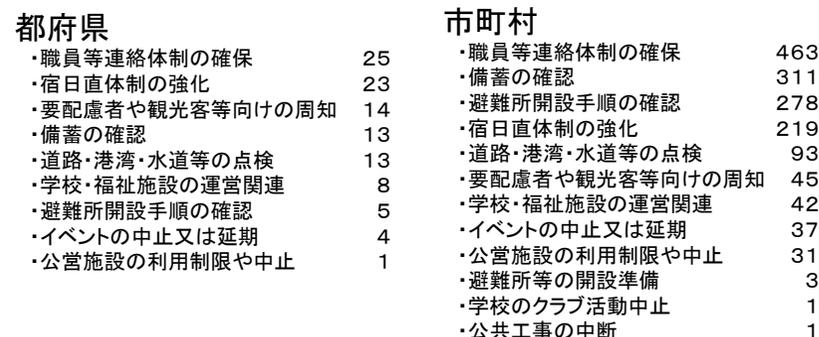
臨時情報(巨大地震注意)発表時の防災対応に係る記載事項として、都府県・市町村いずれも、「住民への周知」が多く、「避難場所・避難経路の確認」、「災害対策本部の設置」が続く。

<避難情報等>



沿岸地域における津波のリスク等を考慮し、避難情報を発令した又は避難所を開設した市町村も、一部あった。

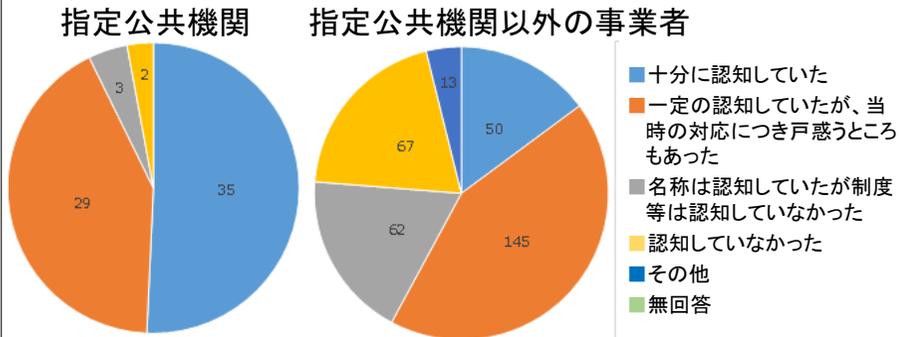
<その他、実施した措置(複数回答)>



その他、「職員等連絡体制の確保」、「備蓄の確認」、「宿日直体制の強化」等の措置が、多くの地方公共団体において実施された。

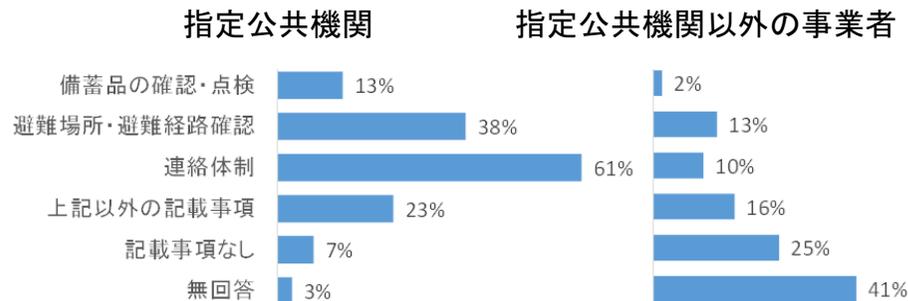
【事業者】

＜認知度＞



指定公共機関の約9割、指定公共機関以外の事業者の約6割が、発表前から臨時情報の制度を認知。十分に認知していたのは指定公共機関でも約5割。

＜防災計画における記載＞



臨時情報(巨大地震注意)発表時の防災対応に係る記載事項として、「避難場所・避難経路の確認」や「連絡体制」が多い。

＜実施した措置(複数回答)＞

指定公共機関

・職員等連絡体制の確保	60	・鉄道等の減速や運休	5
・備蓄の確認	44	・関係機関との情報共有	5
・施設の点検	34	・イベントの中止または延期	3
・利用客の避難誘導手順の確認	12	・飲食料品の出荷調整・販売制限	3
・外国人や要配慮者向けの周知	7	・情報通信機器動作確認	3
・安全確保および備えの周知	6		

指定公共機関以外の事業者

・職員等連絡体制の確保	177	・施設の利用制限や休止	19
・備蓄の確認	150	・イベントの中止または延期	13
・利用客の避難誘導手順の確認	140	・職員・利用者等への注意喚起	12
・施設の点検	132	・飲食料品の出荷調整・販売制限	5
・鉄道等の減速や運休	22	・対策本部設置・会議の開催	4
・外国人や要配慮者向けの周知	21	・運行状況の告知	3

「職員等連絡体制の確保」、「備蓄の確認」、「施設の点検」、「利用客の避難誘導手順の確認」等の措置が実施された。

【特徴的な取組・影響等】(地方公共団体・事業者)

- ・夏休みやお盆期間など時季を踏まえた呼びかけ。
 - ・DMAT等災害発生時に即応する各種体制を確認。
 - ・観光のキャンセル・振替が発生。
 - ・災害即応担当部署によるイベントを中止。
 - ・物流の安定化のため出荷調整。
 - ・高所作業の中止。
 - ・避難経路の確認等を実施した上でイベントを実施。
 - ・海水浴場等にハザードマップを配布。
- 等

【課題点・今後の改善点・意見等】(地方公共団体・事業者)

- ・警戒と注意との書き分け等、防災計画等への記載の拡充。
 - ・臨時情報は、空振りを恐れず発表すべき。
 - ・職員参集体制の見直し、訓練・研修の実施等。
 - ・国は、住民や企業がとるべき対応を統一的に示すべき。
 - ・平時から住民への丁寧な説明、関係機関の対応の共有が必要。
 - ・買い急ぎや買い占め等が発生しないよう、啓発が重要。
 - ・多言語を活用し、訪日外国人等向けの周知・広報を行うべき。
- 等

- 令和6年8月8日、日向灘を震源とする地震を受けて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。この南海トラフ地震臨時情報は、令和元年の運用開始後に初めて発表されたものであり、各地において様々な対応・反応があったところ。
- そのため内閣府は、関係省庁と連携し、当該臨時情報を受けた際の「南海トラフ地震防災対策推進地域^(注)」（以降、「推進地域」という。）の各機関における対応等を把握し、今後の検証・運用改善に役立てることを目的として、アンケート調査を実施した。

(注) 南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震・津波被害が生ずるおそれがあるため、防災対策を推進する必要がある地域。
- なお、回答機関に対しては、アンケート結果の公表に当たって個々の回答機関の名称を明示しないこととしてご協力いただいた。
- 今後も必要に応じ、各機関における取組状況等をフォローアップし、不断の改善に活用する。

調査対象

- ・ 推進地域に指定されている地方公共団体(1都2府26県707市町村)(下図参照)
- ・ 推進地域に係る事業を実施している指定公共機関(国立研究開発法人等を除く。69機関)
- ・ 推進地域に係る事業を実施している指定公共機関以外の事業者
(運輸・観光等の事業者に対し、協会等の団体を通じ配布)

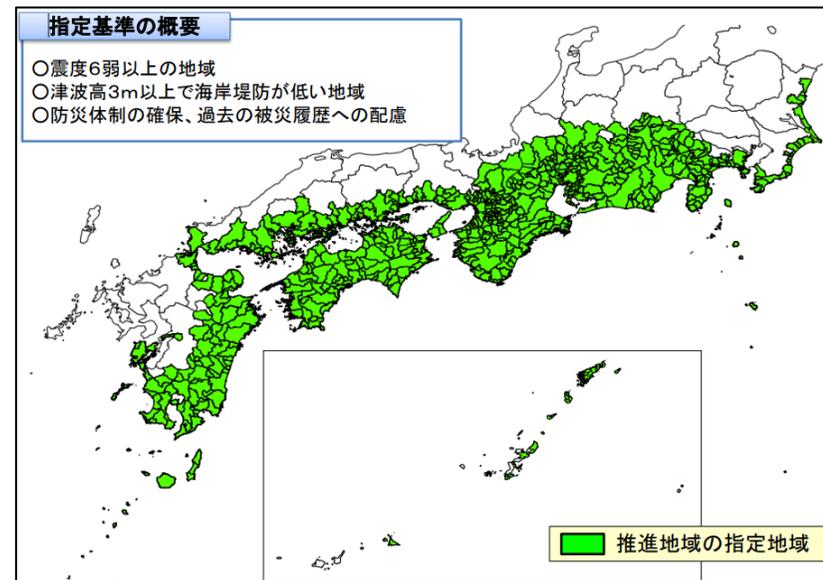
調査期間

令和6年9月13日(金)に調査を開始し、
下記時点での回収結果を反映。

回収状況

(令和6年11月6日時点)

- ・ 調査対象地方公共団体のうち、
1都2府26県(回収率100%)、571市町村(回収率80.8%)
- ・ 調査対象指定公共機関のうち、69機関(回収率100%)
- ・ 配布した(指定公共機関以外の)事業者のうち、
337事業者(運輸214、観光(旅館・ホテル等含む)119、その他4)



南海トラフ地震防災対策推進地域

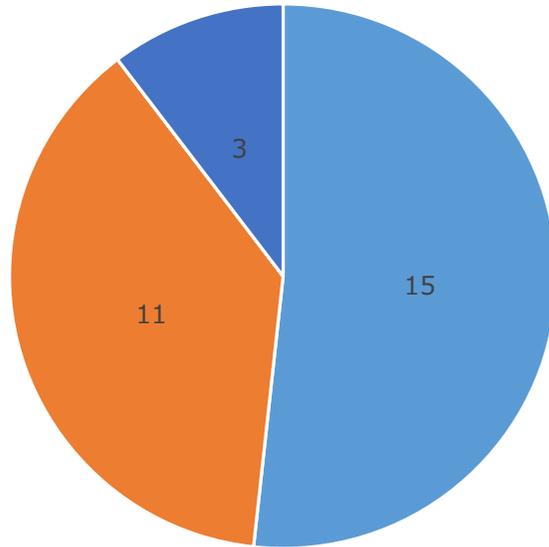
(内閣府HP(<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>)より。)

集計結果①

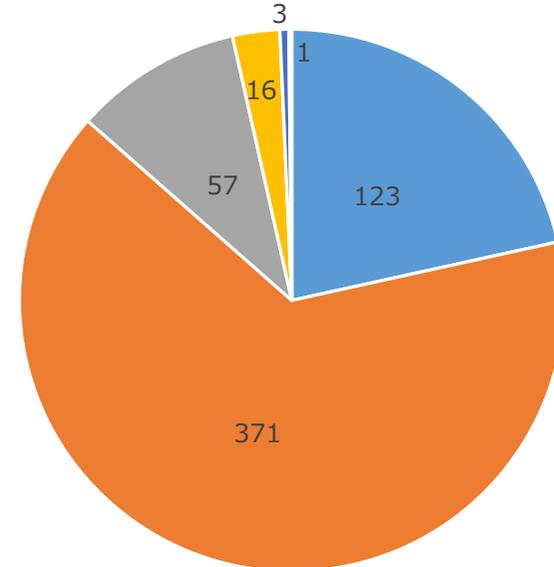
地方公共団体

南海トラフ地震臨時情報の認知度について

臨時情報の制度やとるべき防災対応について、日頃から組織として認知していましたか。



都府県 (n=29)



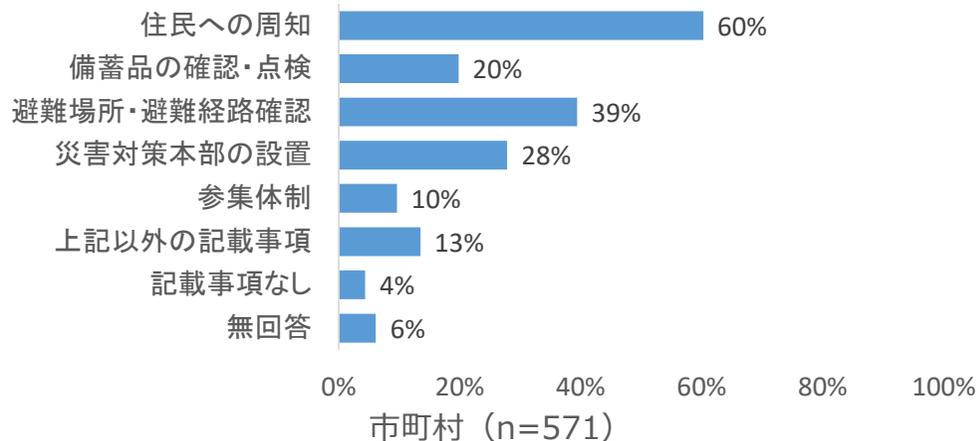
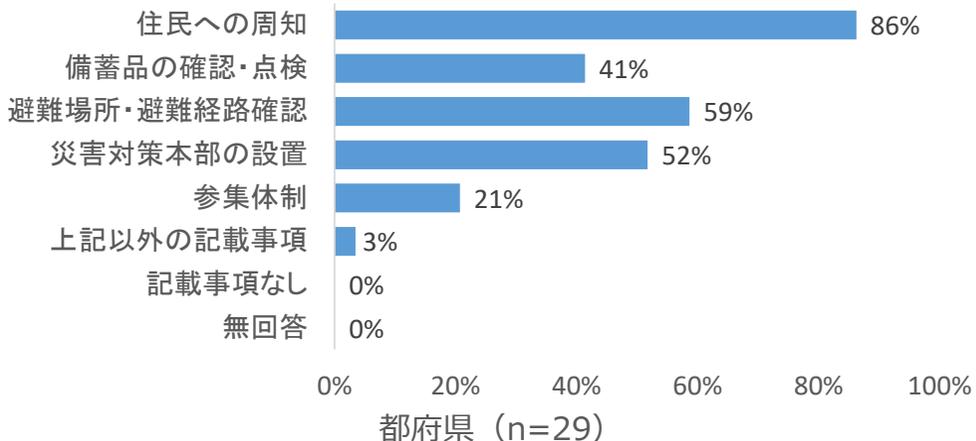
市町村 (n=571)

- 制度及び対応について日頃から十分に認知しており、臨時情報発表を受けて速やかに対応を取ることができた
- 一定の認知はあったが、情報の発表を受けた当時、対応につき戸惑ったところもあった
- 名称は認知していたが、制度及び対応について認知しておらず、情報の発表を受けた当時、何をすべきかすぐには分からなかった
- 名称・制度及び対応について認知しておらず、情報の発表を受けた当時、何をすべきかすぐには分からなかった
- その他
- 無回答

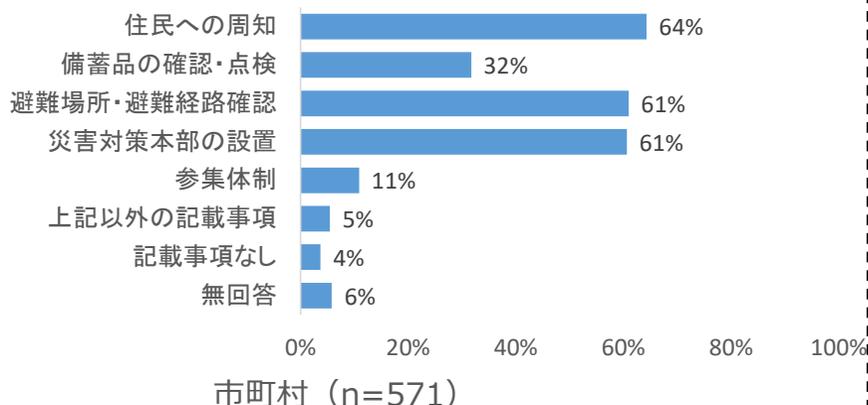
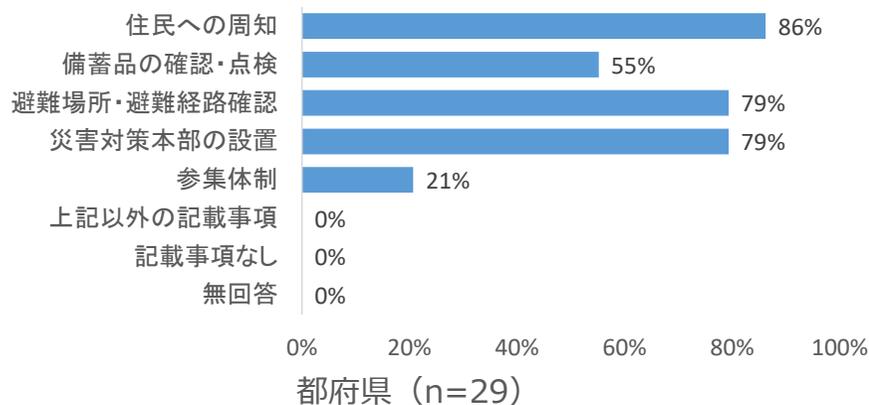
- ・ 都府県の9割近く、市町村の8割以上が、発表前から臨時情報の制度を認知。
- ・ 十分に認知していたのは都府県で約5割、市町村では約2割で、当時の対応につき戸惑ったところも多かった。

臨時情報を受けた対応に係る地域防災計画の記載

地域防災計画(下位の計画含む)における、臨時情報(巨大地震注意)を受けた際の防災対応に関する記載事項。



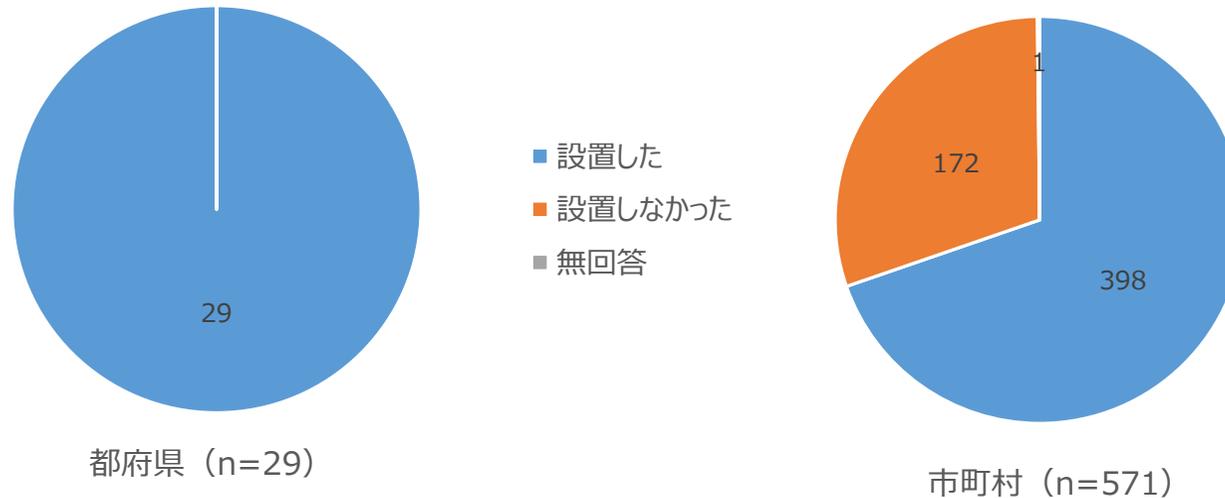
(参考) 臨時情報(巨大地震警戒)を受けた際の防災対応



※自由記述回答の内容から、各項目に該当する記載を分類・整理し集計したものであることに留意。

・臨時情報(巨大地震注意)発表時の防災対応に係る記載事項として、都府県・市町村いずれも、「住民への周知」が多く、「避難場所・避難経路の確認」、「災害対策本部の設置」が続く。

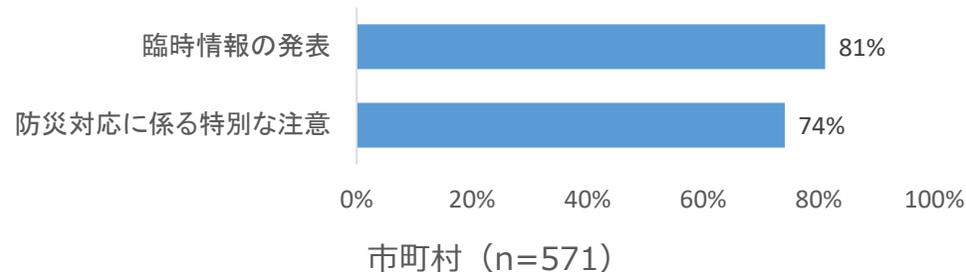
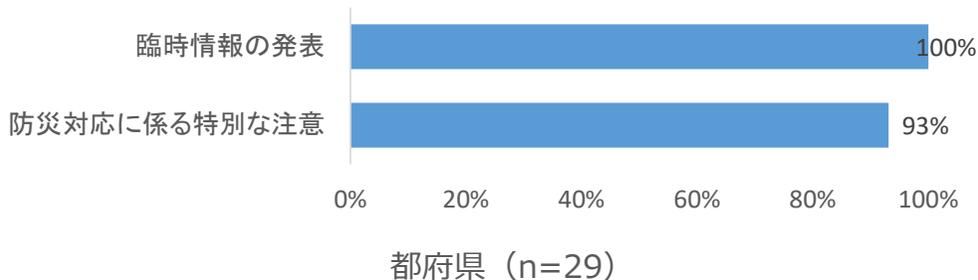
臨時情報(巨大地震注意)発表を受け、災害対応を実施するための体制(災害対策本部等)を設置しましたか。



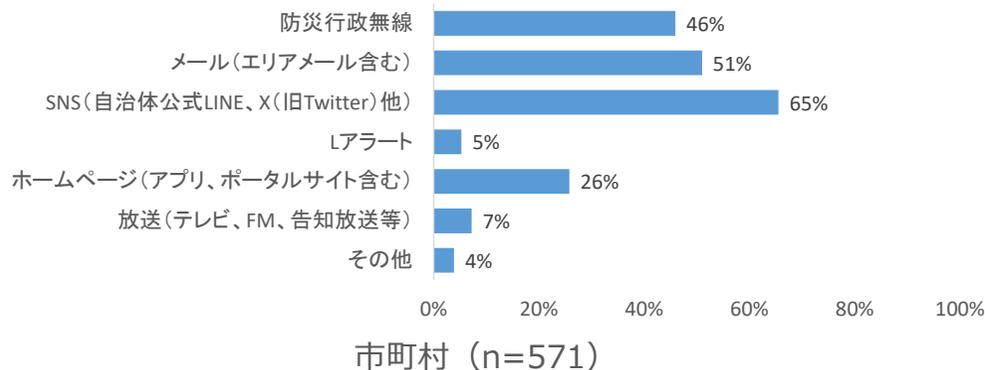
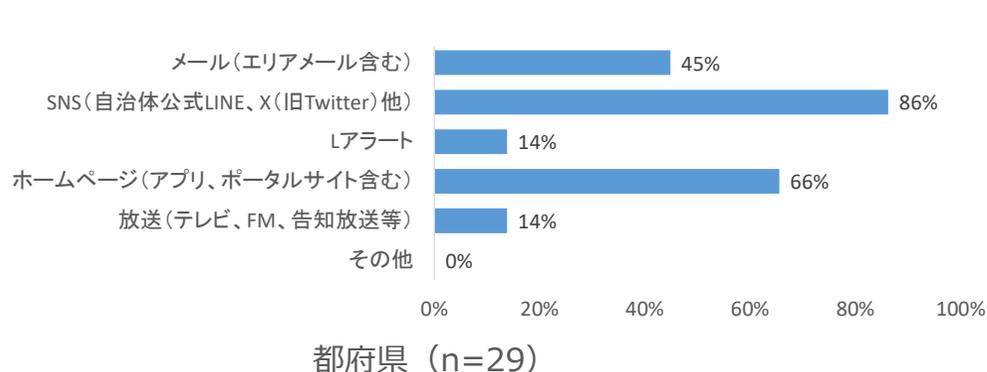
・ 回答が得られた都府県は全て、市町村も7割近くが、災害対策本部等の体制を設置。

臨時情報発表を受けた際に実施した対応

臨時情報(巨大地震注意)を受け取った後の、住民への伝達・呼びかけについて、伝達した内容をお答えください。(複数回答可)



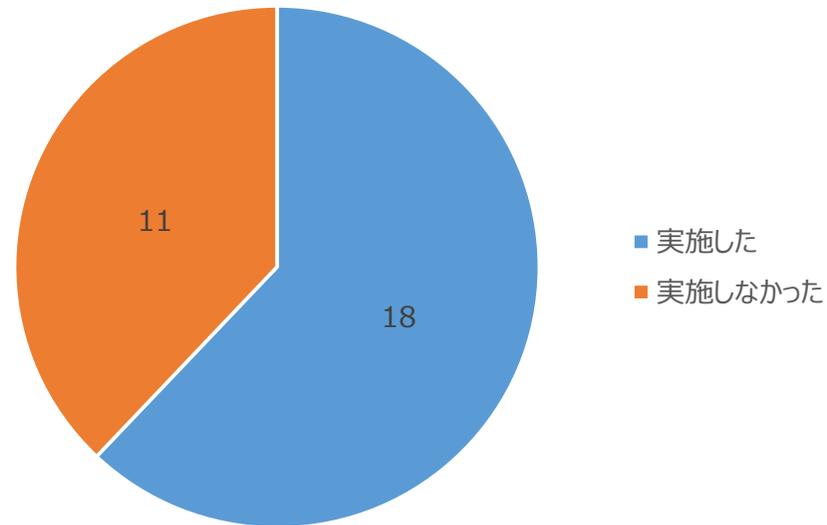
伝達・呼びかけ手段は何を用いましたか。



- ・ 臨時情報の発表や防災対応に係る伝達は、多くの都府県・市町村にて実施。
- ・ 手段としては、防災行政無線やメール等のプッシュ型その他、ホームページ等も活用。

臨時情報発表を受けた際に実施した対応

臨時情報(巨大地震注意)を受け取った後、推進地域に指定されている市町村に対し、臨時情報(巨大地震注意)及び国からの呼びかけに係る内容以外で、都府県としての指示等を実施しましたか。(都府県のみ。市町村は回答不要。)

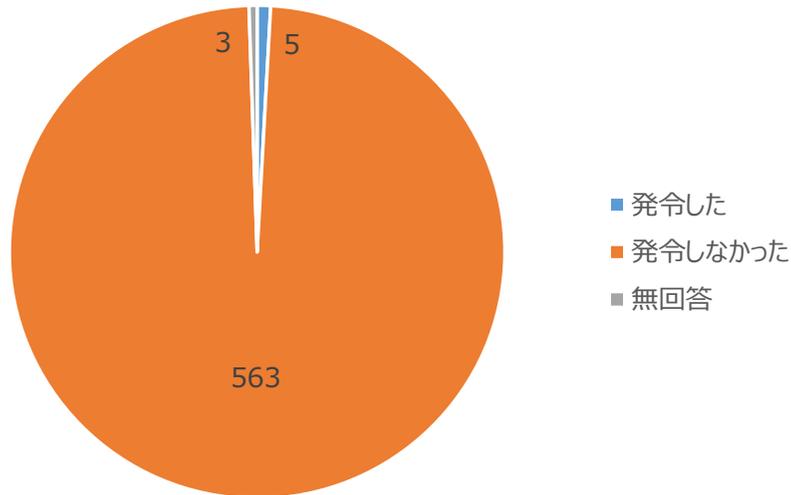


都府県 (n=29)

- ・ 臨時情報など国の情報をそのまま伝達するのみならず、都府県としてのメッセージ等(職員連絡体制の再確認、知事メッセージ発信等)を実施した都府県が多数。

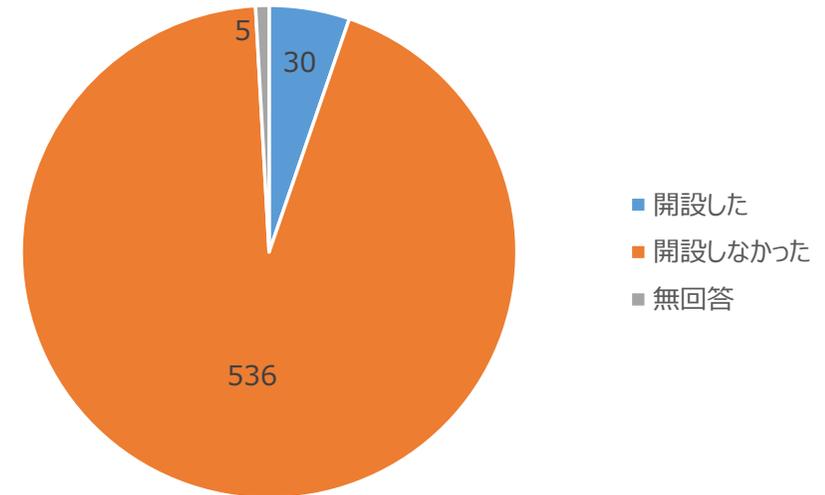
臨時情報発表を受けた際に実施した対応

臨時情報(巨大地震注意)を受け、避難情報(高齢者等避難等)を発令しましたか。(市町村のみ。都府県は回答不要。)



市町村 (n=571)

臨時情報(巨大地震注意)を受け、市町村として避難所を開設しましたか。(市町村のみ。都府県は回答不要。)



市町村 (n=571)

・ 沿岸地域における津波のリスク等を考慮し、避難情報を発令した又は避難所を開設した市町村も、一部あった。

臨時情報発表を受けた際に実施した対応

臨時情報(巨大地震注意)発表を受けた際に実施した措置(複数回答可)

都府県 (n=29)

- 自治体が主催若しくは実行委員会の構成員となっているイベントの中止または延期 4
- 公営施設の利用制限や休止 1

市町村 (n=571)

- 自治体が主催若しくは実行委員会の構成員となっているイベントの中止または延期 37
- 公営施設の利用制限や休止 31
- 公営鉄道等の減速や運休 3
- 避難所・一時避難場所の提供・開設準備 3
- 学校のクラブ活動中止 1
- 公共工事の中断 1

臨時情報(巨大地震注意)を受け、災害予防の取組として実施した措置(複数回答可)

都府県 (n=29)

- 職員等連絡体制の確保 25
- 宿日直体制の強化 23
- 外国人などの要配慮者向けや観光客などの一時滞在者向けの周知 14
- 備蓄の確認 13
- 道路・港湾・水道等ライフラインの点検 13
- 学校・福祉施設の運営関連 (プール・夏期講習の中止、車いすの確保等) 8
- 避難所開設手順の確認 5

市町村 (n=571)

- 職員等連絡体制の確保 463
- 備蓄の確認 311
- 避難所開設手順の確認 278
- 宿日直体制の強化 219
- 道路・港湾・水道等ライフラインの点検 93
- 外国人などの要配慮者向けや観光客などの一時滞在者向けの周知 45
- 学校・福祉施設の運営関連 (プール・夏期講習の中止、車いすの確保等) 42

※選択式及び自由記述回答の内容から、各項目に該当する記載を分類・整理し集計。

※具体事例は後述。

臨時情報（巨大地震注意）を受け取った後の、住民への伝達・呼びかけ内容

■ 今後に地震が発生する可能性についての呼びかけ内容

分類	呼びかけ内容の例
1 臨時情報が発表された旨（のみ）を伝えたもの	<ul style="list-style-type: none">気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されています。
2 大規模地震発生の可能性が平常時よりも相対的に高まっている旨を伝えたもの	<ul style="list-style-type: none">気象庁は南海トラフ地震想定震源域での大規模地震発生の可能性が相対的に高まっているとして、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表南海トラフ地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。この情報は、巨大地震が必ず起きることを示す情報ではありません
3 特に注意する期間（1週間）を伝えたもの	<ul style="list-style-type: none">現在、南海トラフ地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。地震が確実に発生するという事ではありませんが、落ち着いて今後1週間、地震の発生に備えてください。南海トラフ地震臨時情報は、必ず大きな地震が発生するというものではなく、これまで以上に発生する可能性が高まっているという情報です。（～中略～）1週間は大きな地震に注意した行動を取ってください。
4 情報の種類、自地域の想定震度等の情報を追加して伝えたもの	<ul style="list-style-type: none">「南海トラフ地震臨時情報」には、「巨大地震警戒」と「巨大地震注意」の二つがあり、今回は「注意」の情報が発表されました。（8月8日の地震では）●●町の震度は3でしたが、（～中略～）今後町内において最大震度6弱以上の大きな地震が発生する可能性があります。

臨時情報（巨大地震注意）を受け取った後の、住民への伝達・呼びかけ内容

■地震への備えについての呼びかけ内容

分類	呼びかけ内容の例
1 日頃からの地震の備えを再点検	<ul style="list-style-type: none">ハザードマップで危険な場所を確認避難場所・避難経路を確認家族等との安否確認手段を確認（SNS、メール、電話、災害伝言ダイヤル等）家具類の転倒防止非常持出品の確認・準備（水、食料、モバイルバッテリー、懐中電灯等）発災にそなえた「マイ・タイムライン」の作成
2 地震が発生したらすぐに避難等するための特別な備え	<ul style="list-style-type: none">避難について改めて家族と相談・確認（家族の所在場所の把握、親戚・友人宅等の避難先の検討）避難手順の確認（火の始末、ブレーカー切断等）非常持ち出し袋やヘルメットを玄関に準備すぐ避難できる服装で就寝し、枕元に非常持出袋や靴を準備津波警報等発表時には直ちに海岸から離れる・解除までは海岸に近づかない
3 冷静な対応、普段どおりの生活の継続の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none">特別な対応は必要ない、日常生活を変える必要は特段ない慌てて避難する、直ちに備蓄品の買い増しを行うなどの行動をとらないSNS等での偽情報・誤情報の拡散等に注意する
4 時季や地域特有の状況等に応じた呼びかけ	<ul style="list-style-type: none">夏休み・お盆期間：帰省・行楽客の避難先・避難経路の確認等<ul style="list-style-type: none">自地域で帰省・行楽で滞在している人向けの呼びかけ他地域へ帰省・行楽に行く人向けの呼びかけイベント期間：観光客等への臨時情報発表や避難経路等の周知外国人観光客・在留者向け：多言語や「やさしい日本語」による周知

- ・臨時情報は、大規模な地震が発生する可能性が相対的に高まっている状況にあることを伝える情報であるが、時季の状況等に応じた呼びかけを実施した地方公共団体もあった。
- ・地震への備えについて、お盆期間であることや、観光客・外国人向けであることに配慮した呼びかけもみられた。

イベントを中止・延期あるいは実施した事例

■ イベントを中止または延期した事例

- ・ 週末に花火大会が予定されていたが、実行委員会で協議した結果、関係者及び参加者の安全を考慮し、延期することとした。
- ・ 消防本部が企画したイベントが開催予定であったが、即応体制をとるために消防長判断で中止した。
- ・ 町主催のイベントが予定されていたが、山頂付近のキャンプで一本道であり、地震があれば孤立し危険である可能性があることから、担当部局と協議し中止となった。
- ・ 発表時期が市のイベントの期間と重なっていたため、直近のイベントを中止した。ただし、期間中最大の集客を見込める8月10日の花火大会は決行した。
- ・ 8月9日に海水浴場津波避難訓練を予定していたが、警戒体制維持のため中止することとした。
- ・ 各担当課で判断によりイベント等を中止・延期したが、「南海トラフ地震臨時情報」という普段とは異なる特別な呼びかけがなされている中で、行政がイベントを行うことは、住民感情を考慮すると難しい状況であったと考える。
- ・ 県民が参加するイベントが予定されていたが、参加者の安全確保等の観点から延期した。
- ・ 村としてイベントを予定していたが、実際に発災した場合すぐに対応できるように、延期などの措置を講じた。
- ・ 県主催のイベントについて、参加者の安全を確保するため、イベントの性質や参加者の属性を考慮して、49イベントのうち2件を中止、1件を延期した。

■ 防災対応を取りながらイベントを実施した事例

- ・ 海岸地域で行ったイベントにおいては、会場である海岸から高台への避難ルートの設定及び作図を事前に行いスタッフへの配布などの準備を行った。
- ・ 臨時情報がイベントの開催時期に当たっていたため、関係者と避難経路・避難誘導方法の再確認、来場者への周知に努めた。
- ・ 臨時情報（巨大地震注意）であれば、過度に不安を煽ることがないように、日頃の備えの再確認をお願いする程度の広報で問題ないと考えているため、海岸沿いに注意喚起の張り紙を行い、海水浴場、漁港等の閉鎖は行わなかった。
- ・ 地元市町と調整の上、開催期間中に県内に震度4以上の地震が発生、又は、津波注意報・警報が発表された場合、速やかに観覧者等の避難誘導等を行うこととして、花火大会を開催した。
- ・ 地震が起こった場合に帰宅困難者の発生が考えられたため、帰宅困難者受け入れ施設との調整を実施した上で、花火大会を実施した。
- ・ イベントは通常とおり開催を予定したが、避難経路の確認や家具の転倒防止などを周知することとした。

上記事例以外にも、以下の事例が確認された。

- ・ 高台への避難経路を確認した上で、閉鎖していた海水浴場を再開した。
- ・ 津波避難タワー等の情報と合わせて海水浴場開設を周知したほか、津波避難ビルとなっている宿泊施設等の空室状況の確認を実施した。

■ 大きな影響を受けることなくイベントを実施した事例

- ・ 巨大地震に注意しつつ社会活動を維持するという方針と理解しており、特にイベント中止等の処置は行っていない。
- ・ 当該臨時情報は発生の予告ではなく、発生の可能性が相対的に高まっているという性質であるため、具体的なイベントの中止要請等には至っていない。
- ・ 警戒ではなく注意にとどまっていたこと。また、南海トラフが発生した際、津波などの事前避難を必要としないため、イベント等を中止するまでの状況ではないと判断した。

※自由記述回答の内容から、各項目に該当する記載を分類・整理。

その他、特徴的な対応事例

- DMAT（災害派遣医療チーム）の車両・人員、保健師チームの受援・応援派遣調整に係る連絡体制、派遣可能な被災建築物応急危険度判定士（技術職員）のリストアップ等、災害発生時に即応するための具体的な各種体制を確認。
- ため池の低水位での管理を管理者へ周知、閉鎖すべき施設（陸閘、水門）^{りっこう}の操作手順を確認する等、津波による災害軽減のための準備措置を実施。
- 本庁と支部署間における衛星携帯電話の使用方法を確認、広域防災拠点の資機材等の確認として運転員の人員配置計画の確認、災害時に勤務にあたる職員用の食料の備蓄状況を確認など、緊急・応急対応に係る確認。
- （巨大地震発生時の迅速な避難誘導等に備え）海水浴場のライフセーバーにハザードマップを配布。
- （事後であるが）8月22日から9月13日まで、市職員が2名1組の50班体制により対象者の自宅を訪問し、ハザードマップを用いて、災害が起きたときの危険度を職員と一緒に確認してもらい、「いつ」「どこへ」「誰と一緒に」「どうやって」避難するのか具体的に決めてもらったり、「非常持出品、非常備蓄品チェックリスト」による備えや、家具の固定、耐震診断の勧めなどの啓発を行うとともに、個別避難計画の説明を行い、計画作成を希望される方には、作成支援を行った。約2,400名を対象に行い、個別避難計画を作成された方は約1,300名となった。

上記事例以外にも、以下の事例が確認された。

〔担当職員が段ボールベッドや簡易トイレの組立てなど避難所の開設手順の確認を行った。〕

- ・ 臨時情報が発表されてから1週間の間に予定されていたイベント等について、中止・延期とした地域と、防災対応をとりながら実施する地域もあった。
- ・ その他、具体的な即応体制の確認、ライフセーバーといった沿岸部スタッフに対する対応、事後における備えの強化・支援なども行われていた。

臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う課題点や今後の改善点等

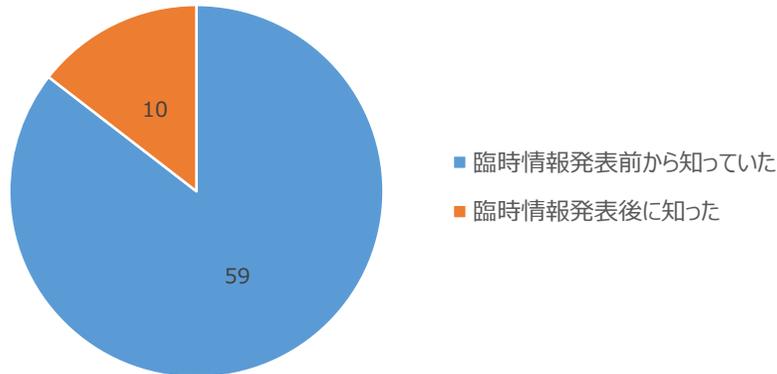
分類	事例
1 計画の見直し等の実施予定	<ul style="list-style-type: none"> • 地域防災計画への臨時情報発表時にの対応に係る記述の拡充 • 臨時情報発表時の職員参集体制の見直し • 住民への臨時情報広報の見直し • 訓練や研修を実施し、臨時情報の意義や対応を周知・浸透させていく
2 政府への要望	<ul style="list-style-type: none"> • 臨時情報は、空振りを恐れず出してほしい • 臨時情報においても、災害時の警報等のように住民や企業がとるべき対応を統一的に示してほしい • 臨時情報（巨大地震警戒）と臨時情報（巨大地震注意）で取るべき対応の違いを明示してほしい • 臨時情報発表をJアラートで受信できると良い • 今回の臨時情報発表での経験等を踏まえ、対応すべき期間・求められる対応等の検証・見直しをしてほしい
3 臨時情報発表に関する懸念・課題	<ul style="list-style-type: none"> • 臨時情報発表の意義を職員・住民が共に理解できておらず、今後、定着させていくことが必要 • 臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、津波襲来が想定される地区では混乱が生じると想定される • 臨時情報の発表に対し、自治体内の震度が小さい場合にも対応を求めるのは過剰ではないか • 臨時情報は解除の仕組みを作ってほしい、「呼びかけの終了」は分かりにくい • 結果的に空振りとなる臨時情報が続いた場合、発表の効果が薄れることが想定される • 事前の計画に基づき災害体制を敷いたが、事態に対し過大な対応となった
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> • 平時から、臨時情報発表時にどのような行動をとるべきかを住民へ呼びかけておくことが重要 • 初めての臨時情報発表で対応が決まっておらず、他自治体の状況を参考にしつつ対応した • マスコミによる報道は重要だが、過度に不安を煽るような報道は控えてほしい • 高齢者等事前避難対象地域を定めているが、要配慮者等が一週間避難所生活する体制が整っていない

集計結果②

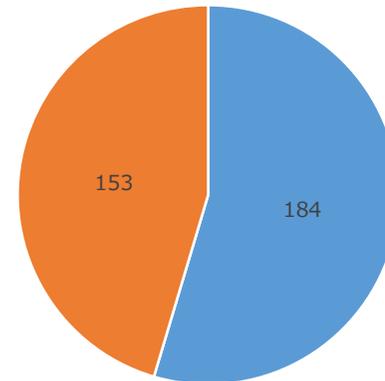
指定公共機関及び事業者

南海トラフ地震臨時情報の認知度について

貴社がサービスや役務を提供している都府県/市町村が推進地域に指定されていることを、どのタイミングで知りましたか。

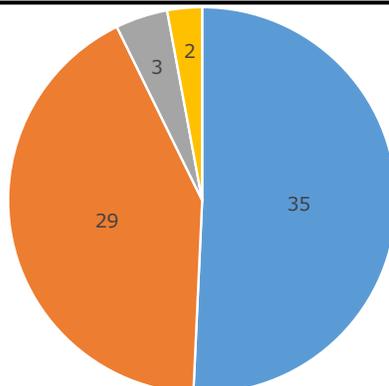


指定公共機関 (n=69)

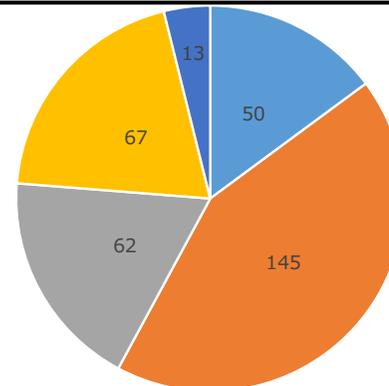


指定公共機関以外の事業部門 (n=337)

臨時情報の制度やとるべき防災対応について、日頃から組織として認知していましたか。



指定公共機関 (n=69)



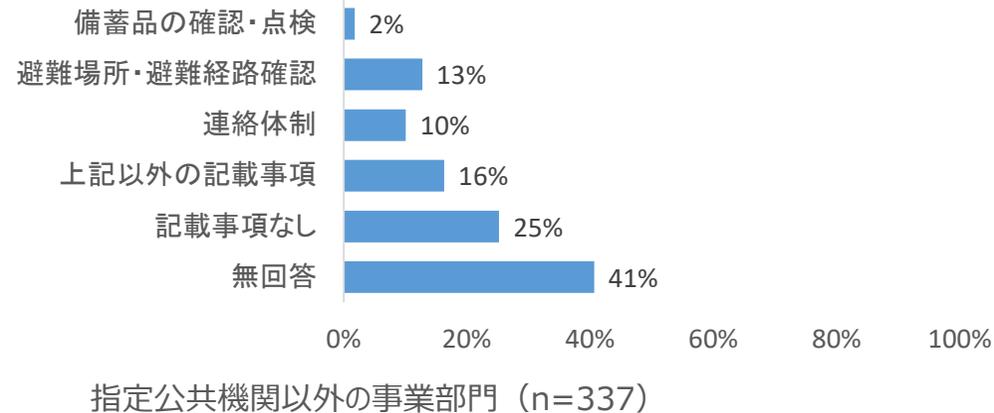
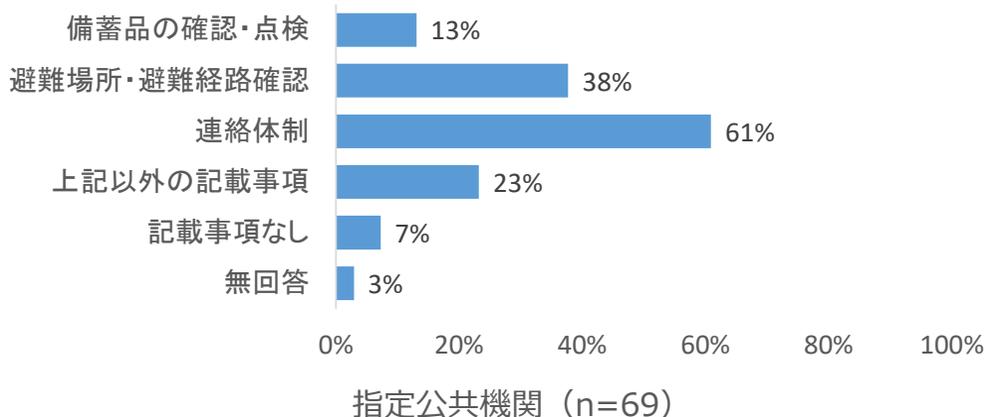
指定公共機関以外の事業部門 (n=337)

- 制度及び対応について日頃から十分に認知しており、臨時情報発表を受けて速やかに対応を取ることができた
- 一定の認知はあったが、情報の発表を受けた当時、対応につき戸惑うところもあった
- 名称は認知していたが、制度及び対応について認知しておらず、情報の発表を受けた当時、何をすべきかすぐには分からなかった
- 名称・制度及び対応について認知しておらず、情報の発表を受けた当時、何をすべきかすぐには分からなかった
- その他

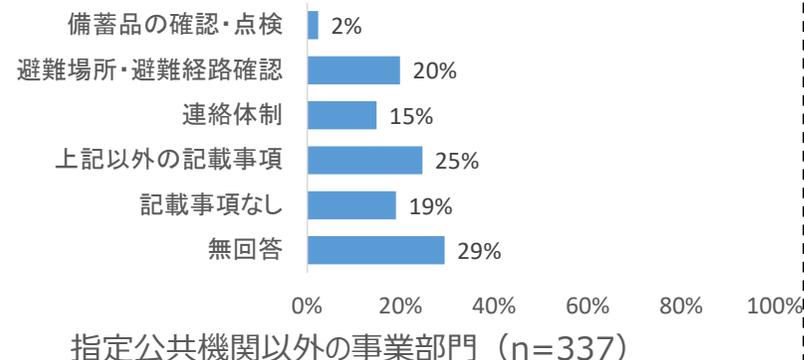
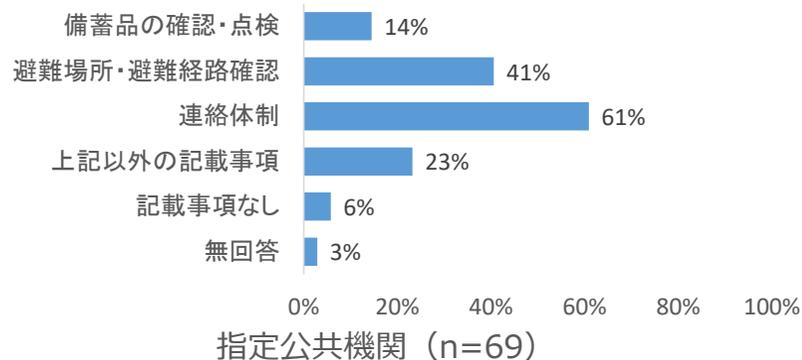
・ 指定公共機関の約9割、指定公共機関以外の事業者の約6割が、発表前から臨時情報の制度を認知。十分に認知していたのは指定公共機関でも約5割。

臨時情報を受けた対応に係る防災計画の記載

防災業務計画や対策計画等(下位の計画含む)における、臨時情報(巨大地震注意)を受けた際の防災対応に関する記載事項。



(参考) 臨時情報(巨大地震警戒)を受けた際の防災対応



※自由記述回答の内容から、各項目に該当する記載を分類・整理し集計したものであることに留意。

・臨時情報(巨大地震注意)発表時の防災対応に係る記載事項として、「避難場所・避難経路の確認」や「連絡体制」が多い。

臨時情報発表を受けた際に実施した対応

臨時情報(巨大地震注意)発表を受けた際に実施した措置を、選択してください。(複数回答可)

指定公共機関 (n=69)

職員等連絡体制の確保	60
備蓄の確認	44
施設の点検	34
利用客の避難誘導手順の確認	12
外国人や要配慮者向けの周知	7
安全確保および備えの周知	6
鉄道等の減速や運休	5
関係機関との情報共有	5
イベントの中止または延期	3
飲食料品の出荷調整・販売制限を実施	3
情報通信機器動作確認	3
その他	3
災害対策本部等設置	2
要員待機	2
施設の利用制限や休止	1

指定公共機関以外 (n=337)

職員等連絡体制の確保	177
備蓄の確認	150
利用客の避難誘導手順の確認	140
施設の点検	132
鉄道等の減速や運休	22
外国人や要配慮者向けの周知	21
施設の利用制限や休止	19
イベントの中止または延期	13
職員・関係機関・利用者への注意喚起	12
飲食料品の出荷調整・販売制限を実施	5
対策本部設置・会議の開催	4
運行状況の告知	3
工事の休止	2
社外への情報発信	2
職員の避難場所確保	2
対策の再確認	2

※選択式及び自由記述回答の内容から、各項目に該当する記載を分類・整理し集計。

※具体事例は後述。

■ 運休や減速運転を実施した例（交通事業者）

- ・ 南海トラフが発生した場合に想定震度が大きい区間について、終日速度を落として運行を継続。
- ・ 巨大地震発生時に津波や山体崩落等が起こり得る危険箇所を走行する一部の車両を運休。
- ・ 比較的南海トラフ地震震源域に近い一部線区で最高速度の抑制を実施した。
- ・ 予め設けている規制対象区間において徐行運転を行った。
- ・ 他社局の対応を鑑み、全列車で速度制限を実施した。
- ・ 一部の区間で特急列車の運転取りやめ等を実施した。
- ・ 想定されている震源の最も当社寄り地震が発生した場合においても、早期地震警報システムの警報を利用して主要動（S波）が到達するまでに列車を停止させることができる速度を算出し、速度規制を実施した。

■ 利用者への注意喚起を実施した例（交通事業者、宿泊業・観光事業者）

- ・ 高速道路上の施設設備・各種媒体（情報板、デジタルサイネージ、チラシ、ハイウェイラジオ、会社HP・Xなど）を用いて、道路利用者に対し臨時情報（巨大地震注意）発表に関する情報提供や地震発生時における安全走行の注意喚起を実施した。
- ・ 計画に基づき、鉄道を利用されるお客さまへの情報提供やマニュアル等の再周知などを実施した。
- ・ 列車の遅れにより利用者への影響が出ること、および臨時情報の認知不足に起因する無用な混乱を避ける観点から、対応期間中は周知を継続した。
- ・ 外国人は空港ではターミナル内の方が危険と感じ屋外に出してしまう可能性もある。そのため、津波が来るので屋外ではなく屋上へ逃げるよう、イラストの活用や英語での声掛けについて、再確認した。
- ・ 空港での対応については、巨大地震注意期間中の空港利用客及び従業員の安全を確保するため、次の施策実施を徹底した。
 - デジタルサイネージにて巨大地震注意情報の発令について投影し、注意喚起
 - テナントへの防火防災に関する注意喚起（避難動線/避難場所/通報体制 など）
 - 災害用備蓄品の臨時点検
- ・ 外国人でも理解できる避難路を記したハザードマップを海水浴場利用者に配布した。
- ・ 外国人のお客さまからの問い合わせが多くあり、館内に避難マップ、最寄りの避難施設情報を掲示した。また、客室への案内時、非常口の案内を徹底した。
- ・ 施設に「臨時情報発表中」の掲示と港湾施設利用者へ避難経路図の周知を行った。
- ・ ハザードマップを取りまとめて当館周辺で起こるであろう被害を提示した（観光）

■ 外国人・要配慮者等への配慮例（ライフライン事業者）

- ・ 訪日外国人、在留外国人に向け災害・防災関連の情報を適切に伝えるため、放送ガイドライン（「国際放送の目的・編集の基本方針」：広域的な災害が予想される時は、必要な情報を速やかに伝え、被害の拡大を防ぐ）に基づき、テレビやネットでニュース項目として最新情報を英語などで随時伝えた。
- ・ 外国人への理解を助けるため、Q&A方式で臨時情報の内容について詳報した。 ※自由記述回答の内容から、各項目に該当する記載を分類・整理。

- ・ 特に発災時の影響を大きく受ける路線を持つ鉄道会社等を中心に、運休や減速運転を実施した交通事業者が見られた。
- ・ 多くの業種で、主に利用者への注意喚起や発災時に備えた準備が行われた。

施設・交通機関を休止あるいは営業・運行した事例②

■ 作業を中止・延期した例（ライフライン事業者）

- ・ 携帯電話基地局における高所作業等を予定していたが、中止した。
- ・ 電力設備に関して、安定供給、公衆保安に万全を期す観点から系統作業の中止等の対応を実施した。

■ 出荷制限等を実施した例（物流・小売事業者）

- ・ 人命第一として、警戒地域における店舗について避難場所の再確認を行い、有事の際は速やかに避難できるような対応をした。
- ・ 平時の備えを徹底させるため、グループ会社全体に方針を発信した。
- ・ 品薄感が予想される商品を中心に、販売制限及び出荷調整を実施した。
- ・ 飲料水については制限をかけることで物流の安定化を図った。

■ 旅行等を中止又は変更した例（宿泊業・観光事業者）

- ・ 影響を受ける地域への移動を中止し、別の地域での旅行に振り替えた。鉄道が一部運休になったところはハイヤーを手配してしのいだ。
- ・ 施設休止や鉄道運休により旅行の催行を中止した。
- ・ キャンセル料を廃止し、キャンセルの受付を行った。

※ 観光のキャンセル関連の事例

■ キャンセルが発生した事例

- ・ アジア諸国予約客のキャンセルが目立ち、予約取り直し等の動きも無かった（観光）
- ・ 旅行のキャンセル・方面変更が多発し、多くの事務が発生した（観光）
- ・ インバウンドから、渡航が怖く無料キャンセル・全額返金の問い合わせがあった（観光）
- ・ 高速バスを利用したイベントの見学者が減少した（因果関係は不明）（運輸）
- ・ 貸し切りバスの催行中止や運行延期が発生した（運輸）
- ・ 帰省の見合わせがあった（運輸）
- ・ キャンセルにより損害が発生した（観光）
- ・ 8月下旬の宿泊予約が減少した（観光）
- ・ 公共交通機関の運休により、無料キャンセルとなった（観光）

■ キャンセル以外の影響・対応が発生した事例

- ・ ツアー利用客からの問い合わせが増加。明確な対応を定めていなかったため旅行を続行いただくことを伝えるしかなかった（観光）
- ・ 宿泊客が日帰りに予約変更した（観光）
- ・ 公共交通機関運休のためハイヤーにて観光客を移動させたが、費用は客負担という説明が理解されず、会社負担となった（観光）

■ 他の地域へ旅行先が振り替えられた事例

- ・ 旅行先の振り替えで予約が増加した（観光）

※自由記述回答の内容から、各項目に該当する記載を分類・整理。

- ・ 高所作業の中止、物流の安定化のための出荷調整等、予想されるリスクを回避する対応もみられた。
- ・ 事前避難対象地域等への観光キャンセルが発生。関連する問い合わせも発生。

臨時情報（巨大地震注意）発表に伴う課題点や今後の改善点等

分類	事例
1	<p>計画の見直し等の予定</p> <p>【検討のレベル感】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震対策に特化した計画や、臨時情報発表時の対応について具体的な記述がないため追加が必要 「巨大地震警戒」と「巨大地震注意」の規定についてより充実した内容の更新が必要 <p>【具体的な内容の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報収集・集約・伝達方法の見直し、避難計画の検討 臨時情報発表時の対応方針を明記したタイムラインの作成 旅行の続行可否に関する具体的なガイドライン（観光業） 運行計画、要員確保（長期対応への備えも含む）、安全に運行できる運転条件や適用区間の検討（運輸業） <p>【訓練等の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練は定期的を実施しているが、訓練内容の具体化が必要 避難経路の確認の徹底、物資備蓄の点検・見直し <p>※ 一般の事業者からは、対策の進め方がわからないとして、公のセミナーや支援等を求める声もあった。</p>
2	<p>政府への要望</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時情報により経済活動を過度に制限してはならないので、趣旨を平素から丁寧に国民に周知し、関係機関の行う対応を協議し公表できれば望ましい。 買い急ぎや買い占めに至らないように、平素から家庭用備蓄について国民の啓発を図る必要がある。 臨時情報の位置付けや内容について、国民や訪日外国人の理解を促進するため、更なる情報発信をお願いしたい。 バス事業者の営業所等が事前避難対象地域に含まれる場合の対応について、指針等を定めてほしい。 業種別に特化した対応方針や、BCP策定のガイドラインが欲しい。 影響が長期に及ぶのであれば、雇用や施設を維持できる施策・基準が必要（キャンセル料の徴収可否等） 他地域からのお客さま（ペット同伴も含む）に対応した避難所が必要 単に「気を付けて行動せよ」というアナウンスではなく、具体的に何に注意すべきかを明確に提示してほしい。 観光庁HP等での多言語広報（鉄道運休に伴う対応策、今回の措置が不可抗力である旨等）
3	<p>臨時情報発表に関する懸念・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国語での案内について、国から統一した見解が出ず、訪日外国人にどのように伝えるべきか迷った。 状況によっては、利用者からバス運休への理解が得られにくい。 地震発生箇所が遠方であっても体制を整える必要があり、理解が得られにくい。 交通状況に左右された側面が大きい。臨時情報発表時に対象地域内にいたお客様を脱出させる方法がなく困った。 情報発信時にとるべき具体的な対策・対応について具体的な方針・説明がなかった。具体的に取れるアクションがないのに、お客さまが不安を覚えてキャンセルしてしまう事例も目立った。（一方で、土地勘のない地域でお客様が被災するリスクを鑑みて、臨時情報の発表自体は前向きにとらえる声もあった） 地域住民・観光客がホテルに避難を求めてきた場合に必要な対応（施設の開放、食料の提供、毛布の貸出等） 対策を検討するには法的な観点も必要なため、ガイドライン等が必要（例：臨時情報の発表に伴って交通規制等も想定される中で、納品拒否が生じた場合の法的整理）
4	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時情報が過度の不安をおおるものとなれば、観光に大打撃を及ぼしかねず、一方で、平時より巨大地震の可能性が高まっているという情報は軽視できないことから、試行錯誤を繰り返しながらの対応となった。（放送事業者） 推進地域に指定されているが被害想定がないため、対策を計画できない（沖縄県内の事業者）